

「イスラエル・ガザ人道危機救援金」募集要綱

(趣旨)

第1 2023年(令和5年)10月から激しい戦闘状況となっているイスラエルとガザでの武力衝突による人道危機を受けて、被害を受けた方や避難を余儀なくされている方を支援するため、「イスラエル・ガザ人道危機救援金」を募集する。

(救援金の名称)

第2 救援金の名称は、「イスラエル・ガザ人道危機救援金」とする。

(受付期間)

第3 救援金の受付期間は、令和5年11月9日から令和6年9月20日までとする。

(救援金の使途)

第4 集まった救援金は、「日本赤十字社和歌山県支部」に拠出する。

(実施主体)

第5 救援金募集の実施主体は和歌山県、代表者は和歌山県知事岸本周平、所在地は和歌山県和歌山市小松原通1-1とする。

(受付方法)

第6 救援金の受入口座は、次のとおりとする。

金融機関	口座番号	口座名義
紀陽銀行 県庁支店	普通 0417726	イスラエル・ガザ人道危機救援金
きのくに信用金庫 本店営業部	普通 2685360	
和歌山県信用農業協同 組合連合会 本所	普通 0009183	

(課税上の取扱い)

第7 救援金は、所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項に規定する寄附金に該当する。

(預り証の発行)

第8 救援金の寄附者が預り証の発行を希望する場合は、和歌山県知事名による預り証を発行する。発行を希望する者は、和歌山県企画部企画政策局国際課(電話073-441-2065)に申し出ること。

(手数料)

第9 各金融機関への振込に係る手数料は、次に掲げる通りとする。

(1) 紀陽銀行本店及び支店の窓口並びにATMにおける振込は、手数料を無料とする。ただし、ATMによる振込については、同行カード又は現金による振込の場合のみ手数料を無料とする。

(2) きのくに信用金庫本店営業部及び支店の窓口における振込は、手数料を無料とする。ただし、ATMによる振込については、手数料を有料とする。

(3) 和歌山県信用農業協同組合連合会の本所並びに和歌山県内の農業協同組合の本店(本所)及び支店(支所)の窓口における振込は、手数料を無料とする。ただし、ATMによる振込については、手数料を有料とする。

附 則

- この要綱は、令和5年11月8日から施行する。
- この要綱は、令和5年11月15日から施行する。
- この要綱は、令和5年12月5日から施行する。
- この要綱は、令和6年1月5日から施行する。
- この要綱は、令和6年3月1日から施行する。